



統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

この調査票に記入された事項は、秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。

令和4年派遣労働者実態調査(派遣労働者票)

都道府県番号	事業所一連番号	派遣番号
1	2	3

(記入上の注意)

- (注)又は13頁「参考 業務の内容」を参照して記入してください。
- 特に断りのない限り、**令和4年10月1日**現在の状況を記入してください。
- 調査票は黒か青のボールペンで記入してください。
- 特に断りのない限り、該当する選択肢の番号を1つ選び、○で囲んでください。
ただし、回答欄が **1 2 3** のように網掛けになっている場合は、設問に従って複数回答をお願いします。
- 数字を記入する場合は、**右詰め**で記入してください。(記入例 **1000** 円)
- 令和4年11月30日(水)**までに、同封の返信用封筒(切手不要)に入れてご投函ください。

問1 あなた自身についてお答えください。

- (1) 性別 (2) 年齢(令和4年10月1日現在)

男性	女性
1	2

満 歳

- (3) あなたは誰かと同居していますか。同居している家族の続柄について該当するものを1~6の中から**すべて**選んでください。同居していない場合は7を選んでください。

同居している						同居していない
配偶者	子ども		親	兄弟姉妹	その他	
	扶養あり	扶養なし				
1	2	3	4	5	6	7

- (4) あなたの生活は主に何によっていますか。該当するものを1つ選んでください。

あなた自身の収入	配偶者の収入	子どもの収入	親の収入	兄弟姉妹の収入	その他
1	2	3	4	5	6

- (5) あなたの最終学歴についてお答えください。ただし、現在、在学中の場合には、在学中の学校についてお答えください。(中途退学の場合は、その前の学歴の番号を選んでください。)

	中学	高校	専修学校(専門課程)(注1)	高専・短大	大学	大学院
最終学歴	01	02	03	04	05	06
在学中の学校(在学中の場合)	07	08	09	10	11	12

あなたが学校卒業後に初めて就いた仕事の就業形態は何ですか。

正社員(注2)	正社員以外				
	派遣労働者	短時間労働者(注3)		有期契約労働者(注4)	その他
		雇用期間の定め無し	雇用期間の定め有り		
1	2	3	4	5	6

(注1)「専修学校(専門課程)」とは、専修学校で専門課程(高校卒を入学資格とする修業年限2年以上、通常専門学校と呼ばれる学校)を修了した人であり、専修学校(高等課程・一般課程)修了者にはここには含めません。専修学校(高等課程)を修了した人は高校卒業と同じ扱いにしてください。また、ここでの学歴には専修学校(一般課程)や各種学校(自動車教習所等)は除きます。

(注2)「正社員」とは、いわゆる正社員、正職員として雇用されている者をいいます(短時間正社員も含まれます)。

(注3)「短時間労働者」とは、パート、アルバイト、契約社員などの呼称によらず、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が正社員よりも少ない者として雇用されている者をいいます。

(注4)「有期契約労働者」とは、パート、アルバイト、契約社員などの呼称によらず、正社員以外の期間の定めのある労働契約の締結により雇用されている者をいいます。ただし、期間の定めのある労働契約の締結をしていても、「短時間労働者」に該当する場合は、4を選んでください。

問2 あなたは登録型の派遣労働者(注5)ですか。登録型以外の派遣労働者ですか。

登録型(注6)	登録型以外の派遣労働者
1	2

10

あなたが現在登録している派遣元事業所の数はいくつですか。

1か所	2か所	3か所	4か所	5～6か所	7か所以上
1	2	3	4	5	6

11

(注5) 「派遣労働者」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づいて派遣元から派遣されている者をいいます。

(注6) 「登録型」とは、派遣元に希望する職種などの条件等を登録しておき、仕事の依頼を受けたときだけ、派遣元と労働契約を結んで派遣先で働く形態をいいます。

問3 あなたが派遣労働者としてこれまで働いてきた期間を通算するとどれくらいになりますか。

(これまでに派遣労働者として雇用されてきた契約期間を合計した期間をお答えください。派遣期間中の休日は、派遣労働の契約期間としてください。)

6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
1	2	3	4	5	6	7

12

問4 あなたがこれまで働いてきた派遣先の数はどれくらいですか。

(派遣先が同じ事業所であれば、事業所内の就業場所が複数であっても、1か所として計算してください。また、同一の派遣先で複数回働いた場合も1か所と計算してください。)

1か所	2か所	3か所	4～5か所	6～9か所	10～19か所	20か所以上
1	2	3	4	5	6	7

13

問5 あなたが現在の派遣先(注7)で就業している業務についてお答えください。

(1) あなたが現在の派遣先で就業している主な業務は何ですか。該当するものを**すべて**選んでください。業務の内容についての説明は13頁を参照してください。

＜政令で定める業務＞(注8)

＜政令で定める業務以外＞(注9)

1号 ソフトウェア開発	01	ー 放送機器等操作	20
2号 機械設計	02	ー 放送番組等演出	21
3号 事務用機器操作	03	ー 建築物清掃	22
4号 通訳、翻訳、速記	04	ー 建築設備運転、点検、整備	23
5号 秘書	05	ー 駐車場管理等	24
6号 ファイリング	06	ー インテリアコーディネータ	25
7号 調査	07	ー アナウンサー	26
8号 財務処理	08	ー テレマーケティング	27
9号 取引文書作成	09	ー 放送番組等における大道具・小道具	28
10号 デモンストレーション	10	ー 水道施設等の設備運転等	29
11号 添乗	11	ー 営業(選択肢18・27を除く)	30
12号 受付・案内	12	ー 販売	31
13号 研究開発	13	ー 一般事務	32
14号 事業の実施体制の企画、立案	14	ー 介護	33
15号 書籍等の製作・編集	15	ー 医療関連業務(選択肢19を除く)	34
16号 広告デザイン	16	ー 物の製造	35
17号 OAインストラクション	17	ー 倉庫・搬送関連業務	36
18号 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業	18	ー イベント・キャンペーン関連業務	37
19号 社会福祉施設等における看護業務	19	ー その他(具体的業務名) []	38

14

(注7) 現在の派遣先とは、この調査票を配布された事業所をいいます。

(注8) 「政令で定める業務」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条で定めている、日雇労働者についての労働者派遣の禁止の制限を受けない業務をいい、19業務を定めています。問5の＜政令で定める業務＞に掲げる各番号は、政令第4条の号番号を表しています。

(注9) 「政令で定める業務以外」のうち、20から29の選択肢については、平成27年の労働者派遣法改正前の政令(以下「旧政令」といいます。)で定められていたいわゆる26業務(労働者派遣の期間制限を受けない業務)の一部です。現在はこれらの業務を含め、原則すべての業務において、現行の労働者派遣法に基づく期間制限が設けられています。

「34 医療関連業務」を選んだ場合のみ、問5(2)にもお答えください。

(2) 「34 医療関連業務」の業務内容は次のうちどれですか。該当するものを**すべて**選んでください。

医師業務	01	助産師業務	05	歯科衛生士業務	09
歯科医師業務	02	看護師業務	06	診療放射線技師業務	10
薬剤師業務	03	准看護師業務	07	歯科技工士業務	11
保健師業務	04	管理栄養士業務	08	その他診療補助業務(注10)	12

15

(注10) 「その他診療補助業務」とは、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、認定特定行為業務従事者が行う業務を指します。

問6 あなたが現在の派遣先で就業している業務の技術・技能を習得した主な方法を**3つまで**選んでください。

通学制の学校・専門学校(注11)	1	派遣先で就業中の技能蓄積(注14)	6
公的機関が実施する職業訓練	2	派遣関係以外の勤務先での教育訓練	7
独学(通信教育を含む)(注12)	3	派遣関係以外の勤務先で就業中の技能蓄積	8
派遣元の教育訓練(注13)	4	その他	9
派遣先の教育訓練(注13)	5		

16

(注11) 「通学制の学校・専門学校」には大学等が行う生涯学習講座、公開講座等も含めます。

(注12) 「独学(通信教育を含む)」には、放送を利用したもの他、eラーニング(コンピューターネットワーク等を介して行われる教育や研修)も含めます。eラーニングには、あらかじめ用意されたコンテンツを利用するオンデマンド型他、講義がリアルタイム配信されるライブ型のものも含めます。なお、注11及び注12は自己の負担のみで受講した場合に限ります。

(注13) ここでいう「教育訓練」とは、日常の業務に就きながら行われる教育訓練で、訓練の対象者、教育担当者、期間及び内容を具体的に定め、計画的に実施するものをいい、単に仕事の手順を教えるだけのものは含めません。

(注14) 「技能蓄積」には、現在の派遣先だけでなく、以前の派遣先の教育訓練及び就業中の技能蓄積で習得した場合も含めます。

問7 あなたの現在の派遣元との労働契約の期間(労働契約が更新されている場合は、直近の労働契約の期間)はどれくらいですか。

1日以内	2日以上 1週間以下	1週間を超え 30日以下	30日を超え 2か月以下	2か月を超え 3か月以下	3か月を超え 6か月以下	6か月を超え 1年以下	1年を超え 3年以下	3年を超える	期間の 定めはない
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10

17

問8 あなたが現在の派遣先で予定されている派遣期間(派遣元から明示されている「労働者派遣の期間」)はどれくらいですか。(例えば、現在の派遣期間が令和4年4月1日から令和5年3月31日までであれば、07を選んでください。)

派遣契約が更新されている場合は、直近の派遣の期間をお答えください。

1日以内	2日以上 1週間以下	1週間を超え 30日以下	30日を超え 2か月以下	2か月を超え 3か月以下	3か月を超え 6か月以下	6か月を超え 1年以下	1年を超え 3年以下	3年を超える	期間の 定めはない
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10

18

問9 あなたは現在の派遣先で「課」、「グループ」等の同一の「組織単位」(注15)に継続して(注16)どのくらい働いていますか。派遣期間外の期間は計上しないでください。

1日以内	2日以上 1週間以下	1週間を超え 30日以下	30日を超え 2か月以下	2か月を超え 3か月以下	3か月を超え 6か月以下	6か月を超え 1年以下	1年を超え 3年以下	3年を超える
1	2	3	4	5	6	7	8	9

19

(注15)「組織単位」とは、いわゆる「課」や「グループ」など、業務や指揮命令監督権限のまとまりで、通常派遣先が指定するものであり、派遣契約で定められたものを指します。「組織単位」については、派遣元から渡される「就業条件明示書」等で確認することができます。

(注16)「継続して」には、前回の派遣契約の終了の日から次の派遣契約の開始の日までが3か月以下の場合が含まれます。

問10 あなたが現在の派遣先で「課」、「グループ」等の同一の「組織単位」で継続して働いてきたこれまでの期間中に、派遣元との労働契約の更新を何回行いましたか。

0回	1回	2回	3回	4回以上
1	2	3	4	5

20

問11 (1) あなたの現在の派遣先での9月最後の1週間(9月24日～9月30日)の実労働時間数(残業時間を含み、休憩時間は除く)はどれくらいでしたか。

10時間未満	10～20時間 未満	20～30時間 未満	30～40時間 未満	40～50時間 未満	50時間以上	現在の派遣先で 働いていなかった
1	2	3	4	5	6	7

21

(2) あなたの現在の派遣先での残業はどれくらいですか。

ほとんど 毎日ある	2～3日に 1回程度	ほぼ1週間に 1回程度	ほぼ2週間に 1回程度	ほぼ1か月に 1回程度	数か月に1回 程度又は ほとんどない	まったくない
1	2	3	4	5	6	7

22

問12 あなたは現在、派遣労働者として、年次有給休暇は付与されていますか。

付与されている	付与されていない
1	2

23

あなたが過去1年間(令和3年10月1日～令和4年9月30日)に派遣労働者として、年次有給休暇を取得した日数は何日ですか。

0日	1～4日	5～9日	10～14日	15日以上
1	2	3	4	5

24

問13 (1) あなたの現在の派遣先での就業中の賃金(基本給、税込)を時間給に換算するといくらですか。

時間給換算額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

円(1円未満は四捨五入し、右詰めで記入してください。)

25

日給制の場合の時間給換算額は次の計算式で求めてください。

・・・日給の基本給÷所定労働時間数(1日)

月給制の場合の時間給換算額は次の計算式で求めてください。

・・・月給の基本給÷所定労働時間数(1か月)

※「基本給」は、税金及び社会保険料を差し引く前の支給額であり、残業手当、休日手当、賞与・一時金、精皆手当及び通勤手当等各種手当を含めないでください。

※「所定労働時間数(1日)」は1日当たりの所定労働時間数であり、「所定労働時間数(1か月)」は1か月当たりの所定労働時間数です。1か月の所定労働時間数が月によって異なるときは、1年間の1か月平均所定労働時間数または、契約期間の1か月平均所定労働時間数とします。各々次の計算式で求めてください。

・1年間の1か月平均所定労働時間数＝年間所定労働日数×1日の所定労働時間数÷12

・契約期間の1か月平均所定労働時間数＝契約期間の所定労働日数×1日の所定労働時間÷契約月数

これらには所定外労働(残業時間、休日出勤時間)を含めないでください。

(2) あなたは上記(1)の時間給に満足していますか。

満足している	満足していない	どちらとも言えない
1	2	3

26

問14へ

その理由は何ですか。

派遣先で同一の業務を行う直接雇用されている労働者よりも賃金が低いから	1
派遣先で同一の業務を行う他の派遣労働者より賃金が低いから	2
自分の能力や職務内容に見合った賃金ではないから	3
業務量に見合った賃金でないから	4
その他	5

27

問14 あなたの昨年1年間(令和3年1月1日～12月31日)の給与収入(税込)はいくらでしたか。また、派遣労働による収入、賞与・一時金はいくらでしたか。

年間給与収入(注17)				万円
うち、派遣労働による年間収入(注18)				万円
うち、賞与・一時金				万円

(1万円未満は四捨五入し、右詰めで記入してください。)

28～30

(注17) 「年間給与収入」には、あなたが全ての勤め先から支払いを受けた給与・賞与・諸手当の合計金額を記入してください。また、税金、社会保険料などが控除される前の総支給額で記入してください。

(注18) 「うち、派遣労働による年間収入」には、派遣労働以外の就業形態で働いて得た収入は含めません。現在の派遣元以外や複数の派遣元から得た派遣労働による収入も含めます。なお、1年間の収入には、賞与・諸手当を含みます。また、税金、社会保険料などが控除される前の総支給額で記入してください。

記入例

例1 給与収入が派遣労働のみの場合
(派遣労働による年間収入は180万円)

年間給与収入				万円
うち、派遣労働による年間収入	1	8	0	万円
うち、賞与・一時金				万円

例2 給与収入が派遣労働とパートタイム労働の場合
(派遣労働による年間収入は80万円、パートタイム労働による年間収入は20万円)

年間給与収入				万円
うち、派遣労働による年間収入	1	0	0	万円
うち、賞与・一時金		8	0	万円

(80万円+20万円) 給与収入を合算したものを記入してください。

問15 諸手当等、各種制度は支給・実施されていますか。諸手当等、各種制度が支給・実施されている場合は、該当する手当等、各種制度を次の01～09の中から**すべて**選んでください。支給・実施がない場合は10を選んでください。

支給・実施がある									支給・実施 はない
通勤手当	資格手当	家族手当	住宅手当	精皆勤手当	左記以外の 諸手当	賞与・ 一時金	昇給	退職金	
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10

31

問16 あなたは、現在の派遣元において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していますか。加入していない場合は、加入要件の充足状況を2から4までの選択肢から選んでください。

社会保障制度	加入している	加入していない(注19)			加入の有無が わからない
		加入要件を満た している	加入要件を満た していない	満たしているかわ からない	
①雇用保険	1	2	3	4	5
②健康保険	1	2	3	4	5
③厚生年金保険	1	2	3	4	5

32

33

34

(注19) 未加入の場合、派遣元からの理由の通知があることになっていますので、これによってご判断ください。

なお、各制度の加入要件はおおむね次のとおりです。

雇用保険：①1週間の所定労働時間が20時間以上 ②31日以上雇用見込みがあること

健康保険、厚生年金保険：①1週間の所定労働時間が週30時間(従業員101人以上の会社は週20時間)以上②従業員100人以下の会社で労使で合意した場合
詳細は、厚労省ホームページを参照してください。(https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/)

問17 現在の派遣元では、妊娠・出産・育児・介護に関して休暇制度や配慮されている取組等がありますか。また、その内容は何ですか。該当する取組等を次の1～7の中から**すべて**選んでください。取組等がない場合は8を選んでください。

(あなたが男性の場合も、産前・産後休暇や母性健康管理措置については、女性の派遣労働者に適用されていれば選んでください)

休暇制度、配慮されてい る取組等がある	産前・産後休暇	1
	妊婦健診の受診時間確保	2
	時差通勤・勤務時間の短縮等	3
	妊娠中の休憩	4
	業務負担軽減(配置換えを含む)	5
	育児休業制度等	6
	介護休業制度等	7
休暇制度、配慮されている取組等がない	8	
休暇制度、配慮されている取組等があるかどうかわからない	9	

35

問18 あなたが派遣労働者として働いている間の産前・産後休暇、育児休業(注20)、介護休業(注21)についてお答えください。

(2)は女性、(3)は男性がお答えください。

なお、妊娠・出産・育児を複数回経験されている場合は、直近の妊娠・出産・育児についてお答えください。

(1) 過去5年間に於いて、派遣労働者として働いている間に育児(注20)(介護)(注21)をした当時の派遣元との**主な契約形態を一つ**選んでください。

登録型	期間の定めのある労働契約(6か月以下)	1
	期間の定めのある労働契約(6か月を超え1年以下)	2
	期間の定めのある労働契約(1年超)	3
登録型 以外	期間の定めのある労働契約(6か月以下)	4
	期間の定めのある労働契約(6か月を超え1年以下)	5
	期間の定めのある労働契約(1年超)	6
	期間の定めのない労働契約	7
派遣労働者として働いている間に育児(介護)をしていない	8	

36

(注20) ここでいう「育児」は、育児・介護休業法における育児休業の対象となる育児を指します。育児休業は、原則1歳未満の子を養育する場合は対象であり、保育所に入所できない等一定の場合は、最長2歳まで延長可能です。

(注21) ここでいう「介護」は、育児・介護休業法における介護休業の対象となる介護を指します。介護休業は、要介護状態(負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態)にある対象家族を介護する場合は対象です。

(2) 女性の派遣労働者の方にお伺いします。

①過去5年間における産前・産後休暇及び育児休業の取得状況についてお答えください。

派遣労働者として働いている間に妊娠・出産・育児を経験			派遣労働者として働いている間に妊娠・出産・育児の経験をしていない
取得した	取得しなかった		
産前・産後休暇及び育児休業の両方を取得した	産前・産後休暇のみ取得した(育児休業は取得しなかった)	産前・産後休暇を取得せずに退職した	
1	2	3	4
37			

取得後の復職状況についてお答えください。

復職した		復職しなかった
元の派遣先に派遣された	別の派遣先に派遣された又は派遣元に直接雇用された	
1	2	3
38		

②過去5年間における介護休業の取得状況についてお答えください。

派遣労働者として働いている間に介護を経験			派遣労働者として働いている間に介護の経験をしていない
取得した	取得しなかった		
	退職しなかった	退職した	
1	2	3	4
39			

取得後の復職状況についてお答えください。

復職した		復職しなかった
元の派遣先に派遣された	別の派遣先に派遣された又は派遣元に直接雇用された	
1	2	3
40		

(3) 男性の派遣労働者の方にお伺いします。

①過去5年間における育児休業の取得状況についてお答えください。

派遣労働者として働いている間に育児を経験			派遣労働者として働いている間に育児の経験をしていない
取得した	取得しなかった		
	退職しなかった	退職した	
1	2	3	4
41			

取得後の復職状況についてお答えください。

復職した		復職しなかった
元の派遣先に派遣された	別の派遣先に派遣された又は派遣元で直接雇用された	
1	2	3
42		

②過去5年間における介護休業の取得状況についてお答えください。

派遣労働者として働いている間に介護を経験			派遣労働者として働いている間に介護の経験をしていない
取得した	取得しなかった		
	退職しなかった	退職した	
1	2	3	4
43			

取得後の復職状況についてお答えください。

復職した		復職しなかった
元の派遣先に派遣された	別の派遣先に派遣された又は派遣元で直接雇用された	
1	2	3
44		

問19 現在の派遣先において、次の①から⑥の福利厚生施設はありますか。また、その施設がある場合、あなたは利用できますか。

派遣先での福利厚生施設の有無・利用		① 給食施設 (食堂)	② 休憩室	③ 更衣室	④ 病院・診療 所	⑤ 企業内保 育所・託児 施設	⑥ レクリエーション 等に関する施設
施設がある	利用できる	1	1	1	1	1	1
	利用できない	2	2	2	2	2	2
施設がない		3	3	3	3	3	3

45～50

問20 あなたは、過去1年間(令和3年10月1日～令和4年9月30日)に、派遣元又は派遣先が提供する教育訓練を受けたことがありますか。

ある	ない	
1	2	

↓

51 → **問21(1)へ**

あなたは、派遣元又は派遣先でどのような内容の教育訓練を受けましたか。該当するものを**すべて**選んでください。

派遣元で受けた 教育訓練	入職時訓練	1
	OFF-JT(注22)(eラーニング(注23)及び社外で実施する場合を除く)	2
	OJT(注24)	3
派遣先で受けた 教育訓練	OFF-JT(注22)(eラーニング(注23)及び社外で実施する場合を除く)	4
	OJT(注24)	5
派遣元又は派遣先で受けた社外(業界団体や学校、民間の教育訓練機関等)でのOFF-JT(eラーニングを除く)		6
派遣元又は派遣先で受けたeラーニング(注23)		7

52

(注22) 「OFF-JT」(Off The Job Training)とは、通常の業務を一時的に離れて行う教育訓練を指します。

(注23) 「eラーニング」(electronic learning)とは、コンピューターネットワーク等を介して行われる教育や研修のことを指します。

(注24) 「OJT」(On The Job Training)とは、日常の業務につきながら行う教育訓練を指します。

問21 (1) 現在の派遣元では、キャリアコンサルティング(注25)(注26)を受けるためにどのような相談窓口が置かれていますか。該当するものを次の1～5の中から**すべて**選んでください。置かれていない場合は6を、わからない場合は7を選んでください。

置かれている					置かれていない	わからない
社内のキャリアコ ンサルタント (注27)	社外のキャリアコ ンサルタント	営業担当者	コーディネーター	その他		
1	2	3	4	5	6	7

53

9頁問22(1)へ

(注25) 派遣元事業主は、雇用している派遣労働者のキャリアアップを図るため、段階的かつ体系的な教育訓練及び希望者に対するキャリアコンサルティングを実施する義務があります。

(注26) この調査での「キャリアコンサルティング」とは、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第2条第5項に規定するキャリアコンサルティングのうち、労働者の職業生活の設計に関する相談その他の援助を行うことをいいます。

(注27) 「キャリアコンサルタント」とは、キャリアコンサルタントの名称を用いて、キャリアコンサルティングを行うことを職業とする者をいいます。(職業能力開発促進法第30条の3)

(2) あなたは、過去1年間(令和3年10月1日～令和4年9月30日)に、現在の派遣元でキャリアコンサルティングを受けたことがありますか。

ある	ない	
1	2	

54

- (3) 現在の派遣元では、教育訓練やキャリアコンサルティングについてどのような方法で周知されていますか。
該当するものを1～5の中から**すべて**選んでください。周知されていない場合は6を、わからない場合は7を選んでください。

周知された	派遣元から郵送、電子メールなどにより資料が渡された	1
	派遣元の事業所に資料が掲示されている	2
	派遣元のホームページで公表されている	3
	口頭で説明された	4
	その他の方法で周知された	5
周知されていない		6
わからない		7

55

問22 派遣労働者として働いている理由、派遣労働者の個人単位の期間制限(3年)についてお答えください。

- (1) あなたが派遣労働者として働いている理由は何ですか。該当するものを**すべて**選んでください。

自分の都合のよい時間に働きたいから	1
家計の補助・学費等を得たいから	2
家事・育児・介護等と両立しやすいから	3
専門的な技能等をいかせるから	4
正規の職員・従業員の仕事がないから	5
その他	6

56

- (2) 過去1年間(令和3年10月1日～令和4年9月30日)に同一の組織単位(課)での派遣就業期間が3年(個人単位の期間制限の上限)に到達したことがありますか。

到達したことがあった	到達したことはなかった	わからない
1	2	3

57

10頁問22(3)へ

3年の期間制限が到来した際の就業場所の異動はありましたか。該当するものを**一つ**選んでください。

異動があった	派遣先の事業所の中で、別の組織単位(課)に異動した	1
	別の派遣先に異動した	2
	離職した	3
	その他	4
異動はなかった		5

58

10頁問22(3)へ

派遣就業制限期間終了後に就業場所が変わることで効果や影響がありましたか。該当するものを**すべて**選んでください。

様々な就業場所で就業することで、専門性や能力の向上に繋がった	1
様々な種類の業務に従事することで、幅広い経験を積むことができた	2
職場が変わることで、専門性や能力の向上が難しかった	3
職場が変わることで、経験を積むことが難しかった	4
特に効果は感じない	5

59

派遣就業制限期間終了後に就業場所が変わることで負担がありましたか。該当するものを**すべて**選んでください。

就業場所が変わる度に、業務を覚える必要があるため、業務的に負担になった	1
就業場所が変わる度に、人間関係を構築する必要があるため、精神的に負担になった	2
継続を希望する派遣先で就業できないことは不合理	3
その他	4
特に負担は感じない	5

60

(3) 派遣労働者の個人単位の期間制限(3年)についてどう考えますか。**最も**当てはまるものを選んでください。

制限は必要だが、3年より短縮すべき	1
今のままでよい	2
制限は不要	3
制限は必要だが、3年より延長すべき	4
わからない	5

61

問23 派遣元への要望はなにかありますか。

ある	ない	→ 問24へ
1	2	

62

要望の内容を次の中から**3つまで**選んでください。

継続した仕事を確保してほしい	01
賃金制度(注28)を改善してほしい	02
年次有給休暇を取りやすくしてほしい	03
労働・社会保険に加入してほしい	04
安全管理・健康管理を充実してほしい	05
福利厚生制度(注29)を充実してほしい	06
教育訓練を充実してほしい	07
苦情・要望に迅速に対応してほしい	08
派遣前の事業所訪問等を求めないよう派遣先に説明してほしい	09
派遣契約が中途解除された場合、他の派遣先の確保をしてほしい	10
派遣先に対して、派遣先での直接雇用へ切り替えるよう依頼してほしい	11
その他	12

63

(注28) 「賃金制度」とは、賃金の決定方法を定めた制度をいいます。

(注29) 「福利厚生制度」とは、この調査では慶弔・災害見舞金、余暇施設(運動施設、保養所)、文化・体育・レクリエーション活動支援等をいい、住宅手当、食事手当等の賃金関係は、ここには含めません。

問24 派遣先への要望はなにかありますか。

ある	ない	→ 11頁問25へ
1	2	

64

要望の内容を次の中から**3つまで**選んでください。

派遣契約外業務を命じないよう管理してほしい	01
指揮命令系統を明確にほしい	02
派遣契約期間を長くしてほしい	03
派遣契約の中途解除を避ける努力をしてほしい	04
適切な労働時間管理をしてほしい	05
年次有給休暇を取りやすくしてほしい	06
職場でのいじめやセクハラの防止について責任を持って対応してほしい	07
苦情の申し立てに対して迅速に対応してほしい	08
個人情報の保護に配慮してほしい	09
職場環境(安全・衛生等)を良くしてほしい	10
派遣前の事業所訪問等を求めないでほしい	11
福利厚生施設を利用させてほしい	12
その他	13

65

問25 派遣先の正社員等の募集情報を、派遣先から直接又は派遣元を経由して、提供されたことがありますか。

また、それらに応募したことがありますか。募集情報ごとにお答えください。

募集情報	情報提供があった		情報提供がなかった
	応募した	応募しなかった	
①派遣先の正社員の募集情報	1	2	3
②派遣先の正社員以外(パート・アルバイト・契約社員など)の募集情報	1	2	3

66

67

問26 紹介予定派遣(注30)を知っていますか。

知っている	知らない
1	2

問27へ

68

紹介予定派遣を利用したいですか。

利用したい	利用したくない	わからない
1	2	3

69

(注30)「紹介予定派遣」とは、労働者派遣のうち、派遣元事業主が派遣労働者及び派遣先に対して職業紹介を行うことを予定しているものをいいます。紹介予定派遣は、一定の労働者派遣の期間を経て直接雇用に移行することを念頭に行われるものであり、労働者派遣の期間中に、派遣労働者は派遣先における業務が自分に合うかどうか等を確認し、派遣先は労働者の業務遂行能力等が直接雇用するのに相応しいかどうか等を確認した上で、あっせんを経て双方が合意した場合に直接雇用に移行することができます。

ただし、派遣先及び派遣労働者の求人・求職の意思等を確認して職業紹介が行われるものであり、当該意思等の如何によっては職業紹介が行われないこともあります。また、職業紹介の結果、派遣労働者が派遣先に採用されないこともあります。

問27 あなたは、労働者派遣法などの労働者派遣制度に関する基本的な情報や制度改正などについて、どのような方法で情報を得ていますか。該当するものを1～7の中から**すべて**選んでください。情報を得ていない場合はその理由を8～9から1つ選んでください。

情報を得ている	現在の派遣元に雇用される際に説明を受けた	1
	現在の派遣元から随時説明を受けたりパンフレットなどが配られたりしている	2
	労働者派遣法改正などにより大きく制度変更があった時に派遣元から説明を受けた	3
	新聞、テレビ、書籍、雑誌、インターネットなど	4
	厚生労働省発行のパンフレットなど	5
	厚生労働省や民間会社、労働組合などが開催する説明会やセミナー、シンポジウムなど	6
	その他	7
情報を得ていない	特に関心が無い	8
	特に情報を得る機会はない	9

70

問28 あなたは、今後は派遣労働者、派遣労働者以外等のいずれかで働きたいと考えていますか。

派遣労働者として働きたい	派遣労働者以外(正社員、パート等)の就業形態で働きたい	その他
1	2	3

71

これで調査は終わりです。
この頁の末尾をご覧ください。

派遣労働者以外の就業形態で今後どのように働きたいですか。

正社員として	今の派遣先で働きたい	1
	今の派遣先以外で働きたい	2
パート等の正社員以外の就業形態で	期間の定めのない労働契約により、今の派遣先で働きたい	3
	期間の定めのない労働契約により、今の派遣先以外で働きたい	4
	期間の定めのある労働契約により、今の派遣先で働きたい	5
	期間の定めのある労働契約により、今の派遣先以外で働きたい	6
その他		7

72

派遣労働者として今後どのように働きたいですか。

期間の定めのない労働契約により	今の派遣先で働きたい	1
	いろいろな派遣先で働きたい	2
期間の定めのある労働契約により	今の派遣先で働きたい	3
	いろいろな派遣先で働きたい	4
短期・単発の仕事中心の派遣労働者として働きたい		5
その他		6

73

これで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

令和4年11月30日(水)までに、同封の返信用封筒(切手不要)に入れてご投函ください。

<政令で定める業務>

1号(ソフトウェア開発)

電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守(これらに先行し、後続し、その他これらに関連して行う分析を含む。)又はプログラム(※1)の設計、作成若しくは保守の業務

2号(機械設計)

機械等(※2)又は機械等により構成される設備の設計又は製図(現図製作を含む。)の業務

3号(事務用機器操作)

事務用機器(※3)の操作の業務

4号(通訳、翻訳、速記)

通訳、翻訳又は速記の業務

5号(秘書)

法人の代表者その他の事業運営上の重要な決定を行い、又はその決定に参画する管理的地位にある者の秘書の業務

6号(ファイリング)

文書、磁気テープ等のファイリング(能率的な事務処理を図るために総合的かつ系統的な分類に従って文書、磁気テープ等の整理(保管を含む。))をいう。以下同じ。)に係る分類の作成又はファイリング(高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とするものに限る。)の業務

7号(調査)

新商品の開発、販売計画の作成等に必要の基礎資料を得るためにする市場等に関する調査又は当該調査の結果の整理若しくは分析の業務

8号(財務処理)

貸借対照表、損益計算書等の財務に関する書類の作成その他財務の処理の業務

9号(取引文書作成)

外国貿易その他の対外取引に関する文書又は商品の売買その他の国内取引に係る契約書、貨物引換証、船荷証券若しくはこれらに準ずる国内取引に関する文書の作成(港湾運送事業法第2条第1項第1号に掲げる行為に附帯して行うもの及び通関業法(昭和42年法律第122号)第2条第1号に規定する通関業務として行われる同号ロに規定する通関書類の作成を除く。)の業務

10号(デモンストレーション)

電子計算機、自動車その他の用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする機械の性能、操作方法等に関する紹介及び説明の業務

11号(添乗)

旅程管理業務等(※4)、旅程管理業務等に付随して行う旅行者の便宜となるサービスの提供の業務(車両、船舶又は航空機内において行う案内の業務を除く。)又は車両の停車場若しくは船舶若しくは航空機の発着場に設けられた旅客の乗降若しくは待合の用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎サービスの提供の業務

12号(受付・案内)

建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内の業務

13号(研究開発)

科学に関する研究又は科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する新製品若しくは科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する製品の新たな製造方法の開発の業務(1号「ソフトウェア開発」及び2号「機械設計」に掲げる業務を除く。)

14号(事業の実施体制の企画、立案)

企業等がその事業を実施するために必要な体制又はその運営方法の整備に関する調査、企画又は立案の業務(労働条件その他の労働に関する事項の設定又は変更を目的として行う業務を除く。)

15号(書籍等の制作・編集)

書籍、雑誌その他の文章、写真、図表等により構成される作品の制作における編集の業務

16号(広告デザイン)

商品若しくはその包装のデザイン、商品の陳列又は商品若しくは企業等の広告のために使用することを目的として作成するデザインの考案、設計又は表現の業務(建築物内における照明器具、家具等のデザイン又は配置に関する相談又は考案若しくは表現の業務(労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する建設業務を除く。))を除く。

17号(OAインストラクション)

事務用機器(※3)の操作方法、電子計算機を使用することにより機能するシステムの使用方法又はプログラム(※1)の使用法を習得させるための教授又は指導の業務

18号(セールスエンジニアの営業、金融商品の営業)

顧客の要求に応じて設計(構造を変更する設計を含む。))を行う機械等(※2)若しくは機械等により構成される設備若しくはプログラム(※1)又は顧客に対して専門的知識に基づく助言を行うことが必要である金融商品(金融商品の販売等に関する法律(平成12年法律第101号)第2条第1項に規定する金融商品の販売の対象となるものをいう。))に係る当該顧客に対して行う説明若しくは相談又は売買契約(これに類する契約で同項に規定する金融商品の販売に係るものを含む。以下同じ。))についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくは売買契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

19号(社会福祉施設等における看護業務)

看護師が保健師助産師看護師法第5条に規定にする療養上の世話又は診療の補助として行う業務(病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院及び居室において行われるもの(訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。))を除く。

<政令で定める業務以外のうち、旧政令で定める業務>

(放送機器等操作)

映像機器、音声機器等の機器であって、放送番組等(※5)の制作のために使用されるものの操作の業務

(放送番組等演出)

放送番組等(※5)の制作における演出の業務(一の放送番組等の全体的形成に係るものを除く。)

(建築物清掃)

建築物における清掃の業務

(建築設備運転、点検、整備)

建築設備(※6)の運転、点検又は整備の業務(法令に基づき行う点検及び整備の業務を除く。)

(駐車場管理等)

建築物に設けられ、又はこれに附属する駐車場の管理の業務その他建築物に入り、勤務し、又は居住する者の便宜を図るために当該建築物に設けられた設備(建築設備(※6)を除く。))であって当該建築物の使用が効率的に行われることを目的とするものの維持管理の業務(上記の「建築物清掃」を除く。)

(インテリアコーディネータ)

建築物内における照明器具、家具等のデザイン又は配置に関する相談又は考案若しくは表現の業務(労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する建設業務を除く。)

(アナウンサー)

放送番組等(※5)における高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする原稿の朗読、取材と併せて行う音声による表現又は司会の業務(これらの業務に付随して行う業務であって放送番組等の制作における編集への参画又は資料の収集、整理若しくは分析の業務を含む。))

(テレマーケティング)

電話その他の電気通信を利用して行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

(放送番組等における大道具・小道具)

放送番組等(※5)の制作のために使用される舞台背景、建具等の大道具又は調度品、身辺装飾用品等の小道具の調達、製作、設置、配置、操作、搬入又は搬出の業務(労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する建設業務を除く。)

(水道施設等の設備運転等)

水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定する水道施設の消毒設備その他の設備、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道若しくは同条第5号に規定する都市下水道の消化設備その他の設備若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設(同項に規定するごみ処理施設にあっては、1日当たりの処理能力が10トン以上のものに限る。))の焼却設備その他の設備の運転、点検若しくは整備の業務(高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする運転、点検又は整備の業務に限る。))又は非破壊検査用の機器の運転、点検若しくは整備の業務

※各号番号は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条の号番号を表します。

※1 電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの。

※2 機械、装置又は器具(これらの部品を含む。))

※3 電子計算機、タイプライター又はこれらに準ずる事務用機器。

※4 旅行業法(昭和27年法律第239号)第12条の11第1項に規定する旅程管理業務(旅行者に同行して行うものに限る。))又は同法第4条第1項第4号に規定する企画旅行以外の旅行の旅行者に同行して行う旅程管理業務に相当する業務。

※5 放送法第2条第1号に規定する放送、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第2条に規定する有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送法第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されているもの。

※6 建築基準法第2条第3号に規定する建築設備。